

令和 6 年 4 月 1 日現在

## 「(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス博愛みちしお」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(和歌山県指定 第 3072100534 号)

当施設はご契約者に対して(介護予防)指定特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 博愛会
- (2) 法人所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9
- (3) 電話番号 0738-29-3181
- (4) 代表者氏名 理事長 小林 隆 弘
- (5) 設立年月(認可) 昭 60 年 6 月 25 日

### 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類  
指定特定施設・平成 16 年 12 月 1 日指定 和歌山県3072100534号  
指定介護予防特定施設・平成 18 年 4 月 1 日指定 番号同上
- (2) 施設の目的  
老人福祉法第11条1項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定められた方々に利用・入居していただき、介護することを目的とする施設です。
- (3) 施設の名称 軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお  
当施設は、介護保険の指定を受けています。
- (4) 施設の所在地 和歌山県日高郡日高町大字阿尾 646 番地
- (5) 電話番号 0738-64-8020
- (6) 施設長(管理者) 小林 弘 典

(7) 当施設の運営方針

- ① 要支援状態若しくは要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限り、居室における生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上における便宜の供与その他日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用・入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- ② 利用・入居者の意思及び人格を尊重し、常にそのものの立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(8) 開設年月 平成 16 年 12 月 1 日

(9) 入居定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

個室(1人部屋)	50室	食堂	6室
機能訓練室	6室	浴室	一般浴槽、特殊浴槽

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定特定施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更:ご契約者またはご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者またはご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者またはご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従事者
施設長(管理者)	1名
介護職員	26名(兼務)
生活相談員	1名
看護職員	4名
機能訓練指導員	1名
計画作成担当者	1名(兼任)

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
介護職員	早出 : ① 7:00~16:00
	: ② 7:30~16:30
	: ③ 8:00~17:00
	平常 : 8:30~17:30
	遅出 : ① 9:00~18:00
	: ② 9:30~18:30
	: ③ 10:00~19:00
看護職員	: ④ 10:30~19:30
	夜勤 : 16:30~ 9:30
	平常 : 8:30~17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照) \*

以下のサービスについては、利用料金的一部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者またはご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者またはご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

⑤ 夜間看護対応

24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理等を行います。

⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第5条(三者契約書第6条)参照)

下記の料金表によって、ご契約者またはご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者またはご利用者の要介護度に応じて異なります。)

※以下(非課税)は消費税非課税、(内税)は消費税を含む料金です。

1. ご契約者またはご利用者の要介護度とサービス利用料金(非課税)	要支援 1 1,830 円	要支援 2 3,130 円	要介護度 1 5,420 円	要介護度 2 6,090 円	要介護度 3 6,790 円	要介護度 4 7,440 円	要介護度 5 8,130 円
2. うち、介護保険から給付される金額(非課税)	1,647 円	2,817 円	4,878 円	5,481 円	6,111 円	6,696 円	7,317 円
3. 自己負担額(非課税) [1-2]	183円	313円	542円	609円	679円	744円	813円

上記金額は、介護報酬をもとに表示しています。

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ) 12円/日(非課税)
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/月(非課税)
- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円/日(非課税)
- ・認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円/日(非課税)
- ・夜間看護体制加算(Ⅰ)(介護予防を除く) 18円/日(非課税)
- ・夜間看護体制加算(Ⅱ)(介護予防を除く) 9円/日(非課税)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日(非課税)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18円/日(非課税)
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日(非課税)
- ・入居継続支援加算(Ⅰ)(介護予防を除く) 36円/日(非課税)
- ・入居継続支援加算(Ⅱ)(介護予防を除く) 22円/日(非課税)
- ・協力医療機関連携加算(Ⅰ) 100円/月(非課税)
- ・協力医療機関連携加算(Ⅱ) 40円/月(非課税)
- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月(非課税)
- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月(非課税)
- ・ADL維持等加算(Ⅰ)(介護予防を除く) 30円/月(非課税)
- ・ADL維持等加算(Ⅱ)(介護予防を除く) 60円/月(非課税)
- ・科学的介護推進体制加算 40円/月(非課税)
- ・退所時情報提供加算 250円/日(非課税)

- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10 円/月(非課税)
- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 円/月(非課税)
- ・新興感染等施設療養費 250 円/月
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100 円/月(非課税)
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 円/月(非課税)
- ・看取り介護加算(Ⅰ)(介護予防を除く)
  - 死亡日 45 日前～31 日前 72 円/日(非課税)
  - 死亡日 30 日前～4 日前 144 円/日(非課税)
  - 死亡日前々日、前日 680 円/日(非課税)
  - 死亡日 1,280 円/日(非課税)
- ・看取り介護加算(Ⅱ)(介護予防を除く)
  - 死亡日 45 日前～31 日前 572 円/日(非課税)
  - 死亡日 30 日前～4 日前 644 円/日(非課税)
  - 死亡日前々日、前日 1,180 円/日(非課税)
  - 死亡日 1780 円/日(非課税)
- ・退院・退所時連携加算(介護予防を除く) 30 単位/日(非課税)
- ・介護職員処遇改善加算 基本報酬と利用した上記加算額の合計の 1000 分の 82 に相当する額
- ・介護職員等特定処遇改善加算 基本報酬と使用した上記加算の合計(介護職員処遇改善加算を除く)の 1000 分の 18 に相当する額
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 基本報酬と使用した上記加算の合計(介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く)の 1000 分の 15 に相当する額
- ・介護保険 2 割負担者は、自己負担額が 2 倍になります。
- ・介護保険 3 割負担者は、自己負担額が 3 倍になります。

☆ ご契約者またはご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者またはご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、第 5 条(三者契約書第 5 条、第 6 条)参照)\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料(内税)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料 金	8, 180 円	12, 907 円	12, 907 円	18, 179 円	23, 452 円	28, 724 円	28, 908 円

② サービス提供費(別途厚生労働省の定める額(別紙料金表参照))

③ 生活費(別途厚生労働省の定める額(別紙料金表参照))

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者またはご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者またはご利用者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:45~8:45 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00

④ 理髪

[理髪サービス]

毎週月曜日、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金:1回あたり2,000円程度、顔剃りのみ 1,000円程度

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者またはご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

またその場合、実費相当額をお支払いいただく場合があります。

<例> 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
2月	節分(施設内で豆まきを行います。)
3月	ひなまつり(おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行いお祝いします。)
4月	上旬—お花見
8月	盆踊り(地域の方も参加し行います。)
10月	運動会
12月	クリスマス会(ケーキを美味しく頂きます。)

⑥ 複写物の交付

ご契約者またはご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦ 居住費 1ヶ月あたり 27,700円(非課税)

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ代・電気料金・水道料金・洗濯代 1かご200円(非課税)(10枚)

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う日の相当な期間前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条(三者契約書第6条)参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- |   |
|---|
| 1、事務所にて現金一括でお支払い頂く方法<br>2、振込みにてお支払い頂く方法<br>3、預金口座引き落としにてお支払い頂く方法<br>4、その他はご相談下さい。 |
|---|

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者またはご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話
ひだか病院	和歌山県御坊市藪 116 番地 2	0738-22-1111(代)
国立病院機構 和歌山病院	和歌山県日高郡美浜町和田 1138	0738-22-3256(代)
博愛診療所 (博愛歯科診療所)	和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9	0738-29-8041

6. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。(契約書第13条(三者契約書第14条)参照)

- |  |
|--|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合<br>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合<br>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合<br>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合<br>⑤ ご契約者またはご利用者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)<br>⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。) |
|--|

(1) ご契約者またはご利用者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条(三者契約書第15条、第16条)参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者またはご利用者から当施設に退居を申し出ること

ができます。その場合には、退居を希望する日を事前に御連絡ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者またはご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退居していただく場合(契約解除)(契約書第 16 条(三者契約第 17 条)参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① ご契約者またはご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者またはご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者またはご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者またはご利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所又は介護療養型医療施設若しくは介護医療院に入院した場合
- ⑥ 契約者またはご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者またはご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑦ 契約者またはご利用者の身体および精神状況の著しい悪化で、事業所での処遇が困難となった場合

- (3) 円滑な退居のための援助(契約書第 17 条(三者契約書第 18 条)参照)

ご契約者またはご利用者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人(契約書第 20 条(三者契約書第 21 条)参照)

契約締結にあたり、別途締結する軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお入居契約書により、身元引受人をお願いすることになります。

ただし、利用契約が終了した後、当施設に残されたご契約者またはご利用者の所持品(残置物)をご契約者またはご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 20 条(三者契約書第 21 条)参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、利用契約を締結することは可能です。

## 8. 事故発生時の対応

契約者または利用者に対する特定施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、契約者並びに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

## 10. 相談・苦情の受付について(契約書第 22 条(三者契約第 23 条)参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○相談・苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 玉置 拓巳 電話 0738-64-8020

#### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

#### ○第三者委員

茶畑 公一(法人監事)

杉浦 守 (法人評議員)

池田 尚生(法人監事)

#### ○苦情解決責任者

小林 隆弘(法人理事長)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

※県や市町村の介護保険担当課、下記の公的機関で苦情の申し立てができます。

和歌山県国民健康保険団体連合会	所在地 和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 号(日赤会館内) 電話番号 073-427-4662
和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平 2 丁目 1-2(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073-435-5527

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行い、交付いたしました。

指定特定施設 軽費老人ホームケアハウス博愛みちしお

説明者職氏名 生活相談員 玉置 拓巳 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意し、受領いたしました。

【契約者】

住 所

氏 名

印

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 本館鉄筋コンクリート造 地上3階、別館鉄骨造 地上4階

(2) 建物延面積 6991.03㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]平成16年12月1日指定和歌山県 3072100500号定員50名

[短期入所生活介護]平成16年12月1日指定和歌山県 3072100500号

[介護予防短期入所生活介護]平成18年4月1日指定和歌山県 3072100500号

定員合計 20名

[通所介護] 平成16年12月1日指定和歌山県 3072100526号

[介護予防通所介護] 平成18年4月1日指定和歌山県 3072100526号

定員合計 25名

### 2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

**介護職員** ご契約者または利用者の日常生活上における介護並びに健康保持の相談・助言等を行います。

**生活相談員** ご契約者または利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員** 主にご契約者または利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員** ご契約者または利用者の機能訓練を担当します。

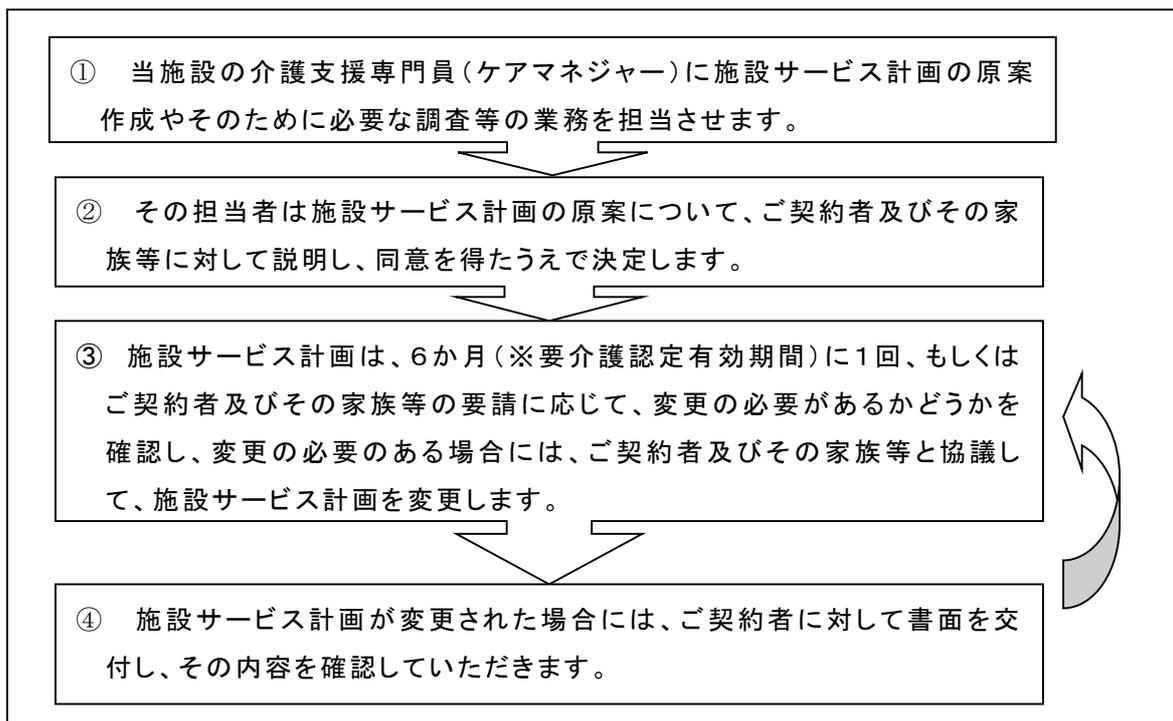
**計画作成担当者** ご契約者または利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

介護支援専門員を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者または利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条(三者契約第8条、第9条)参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者またはご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者またはご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者またはご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者またはご利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者またはご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者またはご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者またはご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、あらかじめ、当該入居者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者及び利用者又はそれらのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者またはご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者またはご利用者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている契約者または利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・介護、看護の妨げとなるもの。
- ・他の利用者に迷惑になるもの。
- ・その他施設運営の妨げとなるもの。

(2) 面会

面会時間 9:00～19:00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊(契約書第 21 条(三者契約書第 22 条)参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、利用契約書に定める「生活費」は減免されます。(朝食、昼食、夕食が不要な場合。)

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 9 条(三者契約書第 10 条)参照)

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ご契約者またはご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者またはご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

建物及び敷地内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第 10 条、第 11 条(三者契約書第 11 条第 12 条)参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者またはご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者またはご利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者またはご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。